

2021(令和3)年10月21日

10月25日以降の本協会主催・主管 各種事業の実施について（通知）

日頃は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みをいただき、感謝申し上げます。

この度、県より、特措法に基づく時短要請などを、10月24日をもって解除する旨の発表がありました。

ただし、新型コロナウイルスが消滅したわけではないため、10月25日から11月30日までを『基本的対策徹底期間』として、M（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等でしゃ蔽、接触はショートタイム）・K（距離と換気、冬は加湿）等の基本的な感染防止対策を継続するよう通知がありました。

については、本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）を次のようにすることとしました。

- ①本期間中、本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）について、原則無観客・見学なしの措置は解除するが、感染防止対策を徹底し、人数制限等の措置を講じるなど段階的な対応を行う。
- ②本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）開催時は、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。※ガイドラインの遵守・感染防止措置の徹底・参加者、関係者の理解が得られない場合等は、延期・中止等を検討する。

また、かもめパークについては、10月25日より平時のとおりの23時までの利用となります。詳細はHPでご確認ください。

さらに、本協会事務局職員については、本期間中は一部在宅勤務・電話対応 10時～13時となります。「各種大会」については、各種別部会にお問い合わせ下さい。

なお、12月1日以降の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や各機関の対応等を勘案し、改めてご連絡いたします。